

健康を支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費にあてる助け合いの制度です。

平成27年度の国民健康保険料は、加入者の医療給付費にあてる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護給付金に係る介護分(40歳~64歳の人)を合わせた額(表1)です。

■保険料の軽減等

所得の少ない世帯の保険料を軽減する制度(表2)があります(所得の申告が

必要)。また、会社の倒産や解雇などで失業した加入者の保険料を軽減する制度があります。

昨年の所得が低く、さらに今年の所得が大幅に減少したために納付が困難な人や、雇用保険受給者は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくは、下記「国民健康保険料等の負担を軽減」をご覧ください。

■納付通知書

6月に保険料の納付通知書を送付します。納期は6月末から来年3月までの10期割です。必ず納期内に納

付してください。口座振替の人は自動的に振替します。

なお、口座振替の手続きがまだの人で希望される場合は、同封の口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により保険料は年金から天引き(特別徴収)となります。この場合、6月に送付する国保の納付通知書の表紙に「特別徴収」と表示しています。

※10月から天引き対象となる人は、9月(4期)まで口座振替や納付書で納付してください。



■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出をすれば口座振替に変更することもできます。天引き対象外の保険料は、口座振替や

金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

国保の各種届け出や保険料を納める義務は、世帯主にあります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯の中に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うこととなります。

このような国保の加入者でない世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。この場合、世帯主の所得は保険料計算の対象にはなりません。

◆問い合わせ 国保医療課・保険料収納課

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です(申請必要)。

▽要件 ①退職時点65歳未満 ②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

■非自発的失業者の要件となる 離職者コード番号と離職理由

離職者コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

療養費負担限度額等(例3)平成27年3月31日から28年3月31日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成28年度までの保険料と失業月の翌月から平成29年7月までの高額療養費負担限度額等

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認します。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額に世帯の医療費自己負担限度額を加算し

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

た額の1・1倍以内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

平成27年度国民健康保険料が決定

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計となります。平成27年度から法律等の改正により、軽減対象世帯が拡大され、賦課限度額が引き上げになります。

■賦課限度額の変更について

医療分、支援分がそれぞれ1万円、介護分が2万円引き上げになります。

(表1)

	医療分	支援分	介護分
所得割	8.24%	3.42%	3.68%
均等割	26,910円	10,660円	12,200円
世帯平等割	20,410円	8,080円	6,400円
賦課限度額	52万円	17万円	16万円

■法定軽減対象の基準額の変更について

低所得者の負担軽減のため、下表のとおり法定軽減(均等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、対象が拡大されます。

(表2)

法定軽減	平成27年度	平成26年度
5割	33万円+26万円×被保険者数	33万円+24万5000円×被保険者数
2割	33万円+47万円×被保険者数	33万円+45万円×被保険者数

※世帯主と世帯主以外の国保加入者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減に該当となります。

※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)を含みます。

■保険料算出の例

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳の人)に該当する場合。

世帯の所得	法定軽減	保険料
33万円	7割	62,820円
137万円	5割	264,280円
221万円	2割	455,960円
300万円		619,130円
400万円		760,450円